

生駒市住民票の写し等の第三者による不正取得に係る本人通知制度に
関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等が第三者に不正取得された場合又はその疑いがある場合に、本人に対し、その交付の事実を通知することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された戸籍の附票の写し及び磁気ディスクをもって調整された戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調整された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この告示において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。以下同じ。）又は同法第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等を請求する者

3 この告示において「不正取得」とは、偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、その交付を受けることをいう。

4 この告示において「本人」とは、住民票の写し等の交付に係る請求書等（職務上請求書を含む。）に交付の請求の対象となる者として記載された者（法定代理人を含む。）をいう。

5 この告示において「特定事務受任者」とは、弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。

6 この告示において「職務上請求書」とは、特定事務受任者が所属する団体が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

（本人への通知）

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人に当該不正取得の事実又は不正取得の疑いがあることを通知するものとする。ただし、不正取得された住民票の写し等に係る請求書又は申出書が保存年限を経過し廃棄されているときその他の理由により本人に通知できないときは、この限りでない。

(1) 住民票の写し等を取得した者に対し、住基法第46条第2号又は戸籍法第133条若しくは同法第134条の規定の違反事件に係る判決又は決定が確定した場合

(2) 国、県その他関係機関から第三者による住民票の写し等の不正取得があった事実の通知を受けた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長がこれらの場合に準ずると認める場合

2 前項の通知は、市長が当該取得者に対し、住民票の写し等の不正取得の疑義に関する疎明について（様式第1号）を通知し、当該通知の日から14日以内に回答書（様式第2号）の提出がなかった場合又は弁明内容を含む疎明資料から当該請求が正当と認められない場合に限るものとする。

（本人への通知方法）

第4条 前条の規定による本人への通知は、不正取得の事実がある場合には住民票の写し等の不正取得通知書（様式第3号）により、不正取得の疑いがある場合には住民票の写し等の不正取得の疑いに関する通知書（様式第4号）により、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 住民票の写し等に記載された項目
- (4) 請求者又は申出者の住所又は所在地
- (5) 請求者又は申出者の氏名又は名称
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（その他）

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

様

生駒市長 印

住民票の写し等の不正取得の疑義に関する疎明について

あなたが行った下記の住民票の写し等の請求について、正当なものであるか疑義があるため、疎明資料の提出を求めます。

つきましては、年 月 日までに正当な請求事由に基づく取得であることが確認できる資料を添付し、回答書(様式第2号)を提出してください。

なお、期限までに回答がない場合又は回答があっても正当な請求であったことが認められない場合は、当該住民票の写し等の取得が不正な手段による請求であるものとして、被取得者に対して取得された事実を通知します

記

請求年月日	請求内容	疑義の理由

備考

住民票の写し等の取得が不正な手段による請求でないことが疎明できる資料を添付してください。

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

生駒市長

住所
氏名

回答書(疎明資料提出書)

年 月 日付け 第 号で通知のあった住民票の写し等の不正取得の疑義事案に関して、疎明資料を添付のうえ、次のとおり回答します。

記

請求年月日	請求内容	不正取得でない理由	疎明資料

備考

住民票の写し等の取得が不正な手段による請求でないことが疎明できる資料を添付してください。

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

様

生駒市長



住民票の写し等の不正取得通知書

住民基本台帳法又は戸籍法の規定により交付した下記の証明について、不正取得によるものであることが確認されましたので、生駒市住民票の写し等の第三者による不正取得に係る本人通知制度に関する要綱第3条の規定により通知します

記

住民票の写し等の 交付年月日	
交付した住民票の写し等 の種別及び通数	
住民票の写し等に記載さ れた項目	
請求者又は申出者の住所 又は所在地	
請求者又は申出者の氏名 又は名称	
その他	

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

様

生駒市長



住民票の写し等の不正取得の疑いに関する通知書

住民基本台帳法又は戸籍法の規定により交付した下記の証明について、不正に取得されたと疑われる事案が確認されましたので、生駒市住民票の写し等の第三者による不正取得に係る本人通知制度に関する要綱第3条の規定により通知します

記

住民票の写し等の 交付年月日	
交付した住民票の写し等 の種別及び通数	
住民票の写し等に記載さ れた項目	
請求者又は申出者の住所 又は所在地	
請求者又は申出者の氏名 又は名称	
その他	